

令和5年第10回教育委員会定例会
(5月29日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和5年5月29日（月）午後2時05分から午後3時04分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	高森 大乘
委 員	垣内恵美子
委 員	神田しげみ

○出席者

事務局次長	前田 幹生
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子

○日 程

日程第1 議案審議

第27号議案 令和5年度東京都台東区一般会計補正予算（第2回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第28号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第29号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第30号議案 東京都台東区保育所等保育料条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第31号議案 東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一

部を改正する条例の意見聴取について

第32号議案 東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第33号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第34号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 退任学校医等に対する感謝状の贈呈について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

3 その他

午後2時05分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和5年第10回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

また、浦井委員は所用のため、本日は欠席でございます。

なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

会議に入る前に、5月19日付で教育委員会に配属された管理職のほうからご挨拶をお願いいたします。

○前田事務局次長 5月19日付で、区議会事務局のほうから異動してまいりました、次長の前田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

教育委員会は3回目でございます。また引き続き、子供たちのため、また社会教育のために頑張っていきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

○佐藤教育長 以上で、教育委員会に配属された管理職の挨拶を終わります。

それでは、会議に入ります。

ここで傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方につきましては許可することとしておりますので、ご了承ください。

なお、撮影または録音につきましては、所定の手続きを行った場合のみ許可することといたしたいと思っております。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。本日の議題には、傍聴にはなじまない議会報告前の案件が含まれております。

つきましては、順序を変更して、日程第2、教育長報告の協議事項、学務課のア、報告事項、庶務課のアから聴取し、議会報告前の案件については、傍聴人退出後に聴取いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

学務課のアについて、学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、協議事項、学務課のア、退任学校医等に対する感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料1をご覧ください。

駒形中学校学校薬剤師の大久保昭夫先生におかれましては、一身上の都合により、令和5年5月31日をもって退任されることとなりました。

つきましては、これまでのご功績を称え、感謝状を贈呈したいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますよう、お願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告、報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、4月分、今回は13件でございます。資料2をご覧ください。

まず、児童保育課取扱分が2件でございます。件名1、保育園の行事予定についてです。要旨です。谷中保育園の令和5年度の行事予定が昨年末のコロナ禍体制のままになっており、0歳から2歳は通常の運動会には参加させてもらえず、発表会も何の説明もなく3歳児は今年も見送りになっており、疑問に感じている。異学年の子供の成長をお互いに見守ることができることが保育園の良さだと思うが、早く元に戻してほしい。また、親子遠足も親が平日に仕事を休んで参加しなければ子供も参加できないにも関わらず、雨天中止なのは、工夫が足りない。雨でも行けるところはないのか。区内の他の認可保育園では昨年度も行っていた合同の運動会や遠足などが、谷中保育園ではやらないというのは、残念でならない。検討してほしい、というご意見でございます。

続きまして、件名2、保育士の家賃補助についてです。要旨です。保育士の家賃補助が本来の目的から外れた使われ方をしていることを耳にした。区内の保育園の保育士には月額8万2,000円を上限に家賃補助制度があるようだが、実家が区内にありながら1人暮らしがしたいという理由や、同棲目的で家を借りた場合でも家賃補助が出ているようだ。地方からの上京など本来の目的であれば良いが、しっかりと審査がされているのか疑問だ。きちんと調査をして改善してほしい、というご意見でございます。

次ページをおめくりください。放課後対策担当取扱分、1件です。件名3、子供の長期休み時の預かり場所についてです。要旨です。子供が通っている黒門小学校には放課後子供

教室が無く、今後も予定は無いと聞いている。長期休みの時に限り、子供達が安全・安心に過ごせる場所として、黒門小学校に近い、平成小学校の放課後子供教室を利用できるよう検討してほしい。また、児童館での食事を可能にしてほしいというご意見でございます。

続きまして、指導課取扱分が7件です。件名4、登下校中の歩き方についてです。要旨です。台東区に職場があり、通勤時間帯に小学生とすれ違う。小学生は、歩道いっぱい広がって歩き、避けることをしない。すれ違いざまに立ち止まっても、小学生の方からぶつかってくる。乱暴な捨て台詞を吐くこともある。同伴の保護者は子供たちが通行人にぶつかっても、通行人を睨みつけるだけで、子供に注意しない。区から、小学校や中学校に「広がって歩かない、人が来たら避ける」等の基本的な躰に関する教育をお願いしたい、というご意見です。

件名6、黙食についてです。要旨です。区では黙食の強要はしないと示されたが、学校から「給食の準備や食事中はおしゃべりをせず、静かに過ごしましょう。食べているとき以外はマスクをつけましょう。」という手紙が配布された。これは黙食の強要ではないか。黙食やマスクの強要を求めているという区の方針と異なるようだが、教育委員会としてどのような考えなのか聞きたい、というご意見でございます。

3ページをご覧ください。件名6、電車通学の小学生とその親のマナーの悪さについてです。電車内で「台東区」と書かれた黄色いランドセルカバーを付けた小学生の団体と母親たちと乗り合わせる機会があったが、毎回うるさくて迷惑している。特に保護者自身のマナーが悪く、子供が騒いでいても注意することがない。降車後もホームを横に広がって歩いており、周りの迷惑などを気にしている様子がない。台東区では越境入学する方も多いが、マナーを守れない親子は電車通学を認めるべきではない。教育委員会からも、通学の際のマナーについて、また迷惑行為が行われているということを各学校・家庭に周知徹底していただきたい、というご意見でございます。

件名7、学校のリュックサックの登校についてです。要旨です。近年、リュックなどランドセル以外のかばんで登校を認める自治体が増えているが、区の対応はどうか、というお問い合わせでございます。

続きまして、件名8、学校のマスクについてです。要旨です。学校でマスクを外せるようになったが、子供たちは3年間も「マスクを外したら、会話禁止」と指導されているため、なかなか外すことができない。外すと怒られると感じているようだ。顔を見られることを恥ずかしいと思う子も多い。先生たちが率先してマスクを外し、生徒にもなるべく外すよう、繰り返し促してほしい、というご意見でございます。

件名9、公立学校の制服等販売店についてです。要旨です。台東区の公立学校は標準服が指定されており、指定品外のを身に着けると学校から指導が入る。指定品は高額で、成長期等を考えると買い替えが必要になる。多子であればその費用もかかる。義務教育なのだから、必要な指定品は無償配布、もしくはレンタルで希望者は購入可能等の対応があると良いと思う。また、指定品の購入について、できる場所が決められており、1か所しかなく選択肢

がない。販売店によっては遠かったり、営業時間が短かったりなど利用しづらい。そして、横暴な態度の販売店があっても、そこを利用するしかないという苦しさがある。複数店舗で購入できるように選択肢を作ってほしい、というご意見でございます。

4ページでございます。件名10、台東区立学校園の教育委員会の介入についてです。要旨です。区立学校園の制服・髪型等のルールのように「各学校判断」のものが多く、在籍する学校園により違うということが多々ある。幼稚園・中学校は個人で選択できるものの、入園・入学してみればじめて知ることがほとんどである。小学校に関しては学区域制のため、選択することはできない。教育委員会に相談しても「各学校の判断」との返答が多い。もう少し、「ここは一律に」「ここは各学校で」と教育委員会が介入できるようにしてほしい。学校に相談しても解決に至らないから教育委員会に相談しているのに、「学校判断」と言われてしまうと、どこに相談したらいいのかも分からない、というご意見でございます。

続きまして、生涯学習課取扱分、2件でございます。件名11、小学校のPTA運営についてです。要旨です。自分の子供が通う小学校のPTAでは、任意団体である説明や入会意思の確認がなく、半強制加入となっている。「加入は自由だが、非会員の家庭の子供は区別して対応する」とPTA会長が明言していた。会員と非会員の家庭を差別する団体で公益性を維持していないので、学校内での無償の活動をする法的根拠を失う。区からも法を順守した活動をするよう注意をするか、公益性を失ったPTAの学校での活動を中止させてほしいというご意見でございます。

続きまして、件名12、小学校の広報誌についてです。要旨です。小学校の広報誌に子供の顔写真と名前が掲載されていた。個人情報保護の観点から許されるのか。責任者であるPTA会長からの謝罪を求めると同時に、学校経営者である校長・副校長はどのように考えているのか聞きたい。また、教育委員会よりPTA会長へ指導をしてほしい、というご意見でございます。

最後に、中央図書館取扱分、1件です。図書館のコンセントについてです。要旨です。パソコンが使える席の電源が弱く、タブレットが3時間経っても充電されず使えなかった。きちんとした電力量で使えるよう改善してほしい、というご意見でございます。

回答が必要なものにつきましては、記載のとおり回答を差し上げてございます。

報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 件名1です。親の気持ちを汲んであげる必要があるかと思うのですが、コロナが何年か続いたものですから、それ以前の、体制を知らないまま園長になったり校長になったりという方もいらっしゃると思います。これからは、校長・園長の交流をしっかり行って、これまでの状況、そして、これからどうしていくかを相談ができるといいかと思えます。保護者には十分な説明をして理解を求め、様々な学校・園で工夫をして、保護者の気持ちを受け取りながら、適切な対応をして行けるといいかと思いました。

それから、2件目の保育士の家賃補助についてなんですけど、これは質問なんですけれども、なかなか賃金に、私なんかは賃金に反映したらいいなと思うんですけど、なかなかそ

こは難しいんだろうと思うんですけど、様々な工夫をして、安心して働くことができるような支援というのを考えられている一つのことかなと思って拝見しました。

このような軽減措置とか工夫はほかにもあるのでしょうか。それから、他地区でも同様な工夫をしているのか、またほかにも保育士を確保するための何かしらの工夫が見られるようだったら教えていただきたいと思います。

それから、あと5番とか、黙食、それから8番のマスクなどについても、私は、両方の考え方があって、事情も様々あると思うんですね。そういったときに、どのように両方の考えの保護者なりを説得していくというのは、なかなか難しいかなというふうには思うんですけども、これも1番同様にもう少し他の学校などでの様子を聞いたりして、適切な対応をすぐには無理かもしれないんですけど、徐々にお互いに慣らしていく必要が、今後配慮が必要なかなというふうに考えております。以上です。

○児童保育課長 まず件名1につきましては、ご意見ありがとうございます。区立保育園の園長会が毎月開催されておりますので、そこでしっかり情報共有をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

件名2につきましては、まずこの月額8万2,000円というところについては、東京都の補助制度ですので、東京都では基本的に、一律同じようにやっております。あとは、他県ですと、もう自治体ごとによってばらばらでございます。あとはこの他の支援制度ということにつきましては、毎年改定される処遇改善、ベースアップと、キャリアアップ加算というのがありまして、例えばその保育園事にキャリアを積み重ねていけるようなキャリアパスをつくってそれを公開することによって、そこについて加算をさせるというような制度がございます。

○指導課長 先ほど委員からいただきました黙食、マスクのことについて、お答えいたします。基本的にマスクについては、各ご家庭が様々あると思います。やはり私自身も校長として伝えていたこととしては、マスクをつける理由、そして外すということ、それぞれの理由があるということをお子たちにも伝えていくとともに、ご家庭にも、やはりその働きかけというのをしていくことが大事だと考えております。さらに、やはりそこでなぜそういったことをやっているかということをご理解が本当に進んでいないというところもあると思いますので、今後ともその後については、教育委員会の訪問、今やっておりますので、各校長とも話しながら、また校長自身率先して外しているところもありますので、そういった姿を通してご理解いただけるように進めていきたいというふうに思います。以上です。

○佐藤教育長 そのほか、資料2について。

○垣内委員 前からお尋ねしたかった件なんですけど、件名の⑨と⑩のところ。⑨は多分参入規制みたいな部分もあるかなと思うものですから、今後どうなっていくのか。やはり制服を着るというメリットと自由にするというメリットといずれもあるかと思うんですけども、今後どういうふうになっていきそうなのかということをお教えいただきたい

というのが一つ。

件名10のところですけども、以前どこかで、ホームページでしたかね、何か手帳か何かで、中学校のルールを見て驚愕したことがありまして、今はどうなっているのか、最新情報はキャッチアップできていないんですけども、非常に細かな、歩き方とかご挨拶とか、髪型とか爪がどうしたとか、いろいろなルールがあったように記憶しておりますけれどもこのあたりの規制緩和は今後どうなるのでしょうか。実態と今後の方向性と、教育委員会としてはどう考えていらっしゃるのかということ、ちょっと教えていただければと思います。

併せて、この図書館のコンセント、電源が弱いと書いてあるんですけど、これ、意味がよく分からないんですが、現状どうなっているのかというのを教えてください。

○指導課長 制服のことについては、今後の方向性といいますか、やはりメリット・デメリット、それぞれあると思うんですけど、まず、このお問い合わせいただいている皆様はどこでも買えるようなものを選んでほしいというところが強いのかなというふうに思います。ですが、地域のつながりということで、商店とのかかわりというのもあったりして、そこを本当に一概にすべて、例えば大手の大きいスーパー等で買えるものということだけではちょっといかない部分もあると思います。ですが、やはり高額なものにならないように、学校自体はそういった量販店でも買えるようなものということで選んでいけるようにこちらからもお話をしていきながら、ご理解が進めるようにしていきたいというふうには考えております。

2点目の事についてですけども、ルールについては、実は各学校ともホームページに学校のルールについては上げるように伝えております。トップページのほうで、各学校のルールについては確認ができるようにしているんですけども、やはりこれまでルール、当たり前のように髪型とかそういう学校の中でも幾つか、時代にそぐわないと言うとちょっと違うかもしれませんが、やはりもう1度、何のためにそのルールをつくったのかということ再度確認しながら進めるようには各学校の校長には話をしております。ですので、学校のホームページをご確認いただければというふうに考えております。以上です。

○中央図書館長 電源についてなんですけれども、こちらのご意見をいただいて、その後、各図書館で設置しているパソコン持ち込み席の電力、すべてコンセントを確認させていただきました。その結果、すべて電気が通っておりまして、電力不足のためにパソコンの使用が不可能になるという支障は見られなかったということでございます。また、機のメーカーなどにも問い合わせ確認をしたんですけども、特に仕様にも問題なく、電力不足等で使用不可になる事例もないですというようなご回答をいただきました。

恐らくですけども、持ち込まれたタブレット、もしくはその充電器ですかね、そちらのほうに何かあったのかなというふうに考えております。

○佐藤教育長 垣内委員、よろしいですか。

○垣内委員 はい。ありがとうございます。

○高森委員 私のほうからは、まず件名4番と6番ですね、登下校中の小学生のマナーについてですけれども、これは確かに、ランドセルを背負って制服を着ていれば登下校中のマナーということでご指摘を受けているわけですが、それ以前の問題で、道路を歩くときのマナーそのものですよね、別に学校に通っている、通学途中・下校途中だからということではなくて、もっと根本的には公序良俗というか、そういったマナーを守るということを教育していかなければいけないと思います。これは学校だけでやることではないので、広く社会全体でやっていくべきことなので。この方も児童に注意していただきたかったと思いますね。

私も修学旅行に同行したときに、生徒たちや児童たちには、あなたたちはどこどこ中学校、小学校の看板を背負っているんですよ。東京都の中学生・小学生としての看板を背負っているのだからはずかしい行動は謹んで下さい。町の人はその目で見えていますから注意して下さいということを語っています。そういったことをいろいろな場面で子供に伝えていくことが大事なんで、学校も当然すべきですし、親もすべきですし、社会の目もそういうふうな形で見てもらうのが正しいかなと思います。

この件はこの対応でよろしいかと思えますね。

それから、⑨制服の販売等ですけれども、これはやはりコロナ禍の影響もあって、学校等でバザーを今やっていないのかなと思いますが、以前はバザーでリサイクルで古い制服を販売するようなこともやっていたので、成長期の子供ですから、上の子の制服をもらい受けるとか、多子世帯であってもそういった形で、みんなでシェアしながらということではできたのでしょうか、それができなかったことも一つの理由なのかなと思います。販売の仕方だとか、制服を、標準服をどうするかという問題はまた別の問題であると思えますけれども、そういった影響もあるのかなと、ちょっとそんな気がいたしました。これは感想です。

それから、⑩番、学校園への教育委員会の介入についてですけれども、教育委員会が介入していいのかという問題がありますね。学校園は独立した組織ですから、教育現場にそういった形で介入することはできないような気がします。介入というよりも指導ぐらいにはすべきなのかなと思いますけれども。ただ、この方も下から3行目に、学校に相談しても解決に至らないから教育委員会に相談していると仰っているんですね。この場合、実際に学校に相談しても解決に至らなかったから教育委員会に相談しているのか、学校に相談しても解決に至らないと思っているから教育委員会に相談しているのかによって違うと思うんですよ。この人が何度も学校に相談をして解決に至らなかったというのであれば分かるんですけれども、相談をしていないのに教育委員会に通じて介入しろというのは少しおかしいかと思えますね。しっかりと学校側と話し合いをしてほしいなという、そのあたりがこの文面からは見えないので、まあ本人がどういう主張をもってこの要旨、区長への手紙を書かれたか分かりませんが、そのあたり少し話し合いをしながら私たちも聞き

取っていかねばいけなかなと思えますね。ただ、これは無記名だったので回答を要さなかったようですけれども、どのような形でこの方が学校にこのことについて相談をしているかということが見えないですね。それがちょっと分からないところです。

それから、生涯学習課取扱分の11番、これは12番も関連しますけれども、PTAの組織をめぐっての様々なご意見でありますけれども、まず、⑩番、公立のPTAは任意団体であると。私学の場合は違いますけれどもね、多くの私学の場合は先に会費を頂きますから、強制的というか、もう自動的にPTAの組織の一員になるんですけれども、公立の場合はあくまでも任意ですので、加入の意思も任意ですし、会費を納めるかどうかも任意であるのは間違いありません。ただこれもPTA会長はじめ、学校側は丁寧に説明していく必要があると思います。このPTA会長の発言を見る限りでは、非常にぶっきらぼうというか、丁寧な対応をされていないような気もいたしまして、なぜPTAという組織が必要かと、それはやはり子供が入学したと同時に、親も一緒に入学するという意識をもってもらいたいからだということ。学校だけが子供を教育するのではなくて、親も家庭の教育者、社会の一員として子供を教育していく責任があるので、そうした理由で学校に関わってほしいという意思をちゃんと伝えていかないと、会費も納めたくない、私はPTA活動に関わりたくないというのは当然出てきますので、丁寧な説明が少し足りないと思いますね。会長のみなさんは多分自覚していると思いますけれども、例えば卒業式でいろいろな記念品を渡したいときに、あなたのご家庭は会費を納めていませんから記念品は差し上げられませんとかね、そういったことを会長が多分言ったのが高圧的に受けとめられたのかなという。家庭を区別して対応するなんていう表現は、これもおかしいですよ、やっぱりそこはちゃんと丁寧な説明が必要だと思いますね。

それから、例えばいろいろな活動写真を撮りますよね。学校側もそうですけれども、PTAでいろいろな行事をやった時に、子供たちが遊んでいる場面を写真に撮った時に、この子は会費を納めていないから消しますとかね、そんなことはできないわけですよ。ですからやはり差別なく公平にやっていきたいということも伝えて、そういったことが起きないように協力してほしいという働きかけは必要だと思います。その辺がちょっと言葉が足りなかったのかなという気がいたしますね。一緒に子供を育てていく責任を負っている大人たちなんだという自覚を一緒に持ってほしいという気持ちを伝えたほうがいいと思いますね。

それから⑫番ですけれども、これも小学校の広報誌は、これがPTA発行の広報誌のようですけれども、PTA発行の広報誌に限らず、学校で発行している様々な広報誌、あるいは卒業アルバムなど、そこに個人情報に関わるものを掲載することに対してのガイドラインというのはあるのか、ないのか。特にPTAの広報誌に個人名を載せたり写真を載せたりするということについて、学校側とか教育委員会側から何かガイドラインのようなものをつくっているのかどうか、知りたいですね。例えば学校で部活動でと大会優勝しました。名前載せますでしょう。あれもNGなのかどうか。そのあたり、学校側としてはどういうガイ

ドラインを今お持ちなのかということをお聞かせいただければと思います。

○指導課長 様々、本当にありがとうございます。今後も本当に委員からいただいたお話については学校と話し合いながら進めていきたいというふうに思っております。

最後のガイドラインというところは、私自身も実際に存じ上げておりません。ですが、広報等、載せる場合の肖像については、実際に年度当初にそういう写真を掲載してもいいかというのをPTAと一緒に確認の調査をかけたという事はしております。実際にそういったところでご理解いただいて載せるようにしているところであります。以上です。

○高森委員 今の続きですけれども、PTAとの話し合いも当然必要でしょうが、例えば個々の子供たちの活動の記録を写真に乗せたり、名前を載せたりするときには、当然その該当する当事者だとか保護者にたいしても一応打診をして承諾を頂くのが正しいやり方ですよね。多分そうした手続きをやっているはずですよ。ただし、これはPTAのした事なので、そのあたりが抜けてしまったかもしれない。学校側がやってもPTAのほうがそれをしていない可能性もありますので、そうすると、PTAのほうにも少し、こういったガイドラインは守ってほしいというかたちで、プライバシーの保護ということは伝えていただくように、学校側からまた働きかけていただければと思います。

お願いします。

○指導課長 委員からいただいたことについては、学校へしっかりと働きかけを今後もしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、何かございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思えます。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

〈日程第1 議案審議〉

第27号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容についての説明をお願いします。

はじめに、第27号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第27号議案、令和5年度東京都台東区一般会計補正予算第2回における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明をいたします。本案は、来る第

2回区議会定例会へ簿儀する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められたため提出したものでございます。

議案の内容は、次の内訳書をご覧ください。今回の補正は、歳入が総額3,369万9,000円の減額。歳出が、総額2億7,255万6,000円の増額でございます。以下、主なものを申し上げますので、次の資料をご覧ください。

歳入の内訳をご説明いたします。まず、負担金、教育費負担金では、児童保育課の保育費が8,159万3,000円の減となっております。

次に、使用料、教育使用料では、学務課のこども園保育料が1,278万6,000円、児童保育課の保育所保育料が3,028万8,000円の、それぞれ減となっております。

次に、都補助金、教育費補助金では、3段目です。児童保育課の認可外保育施設利用支援事業費が550万9,000円、保育所等利用多子世帯負担軽減事業費が7,071万6,000円の、それぞれ増。1行飛ばしまして、保育所等におけるデジタル化推進事業費が825万7,000円の皆増となっております。次に、都委託金教育費委託金では、指導課のTokyoスポーツライフ推進事業費が100万円の皆増となっております。

次のページをご覧ください。次に、雑入、利用料等収入では、指導課の国際理解重点教育事業参加費が3万5,000円の増となっております。

歳入については以上でございます。

続いて、歳出の内訳をご説明いたします。まず、教育総務費では、2行目にあります児童保育課の子育てのための施設等利用給付が585万円の増額となっております。次に、小学校費と合わせて、次の中学校費では、庶務課の小中学校施設管理が小学校で907万円、中学校費で334万2,000円、ICT教育の推進が小学校で1,120万3,000円、中学校で412万8,000円、それぞれの増額となっております。

また、小学校費の俵小学校大規模改修が、令和5年度から7年度にかけまして、債務負担行為として、4億1,625万円を計上してございます。

次に、幼稚園費では、庶務課の私立幼稚園保護者負担軽減が1,494万5,000円、1行飛ばしまして、私立幼稚園預かり保育推進補助が960万円の、それぞれ増額となっております。また、田原幼稚園大規模改修が、令和5年度から7年度にかけて、債務負担行為として3,375万円を計上してございます。

次に、児童保育費では、児童保育課の保育委託が8,171万1,000円、地域型保育給付が733万4,000円、保育所等業務効率推進が825万7,000円、こどもクラブ整備助成が1,994万7,000円の、それぞれ増額となっております。次に、こども園費では、学務課のこども園施設型給付が802万7,000円の増額となっております。

次のページをご覧ください。次に、社会教育費では、社会教育費体育費のすぐ上に記載があります、生涯学習課、生涯学習センター機能強化等改修が5,842万円の皆増となっております。

最後に社会体育費では、一番行の下にあります、スポーツ振興課の中学校部活動地域移

行は354万1,000円の皆増となっております。なお、同じ事業名で、中学校におきましても指導課が中学校部活動の地域連携、地域移行に12万8,000円を計上してございます。

増減の主な理由につきましては、それぞれ資料の事業概要欄のほうに記載がございます。

それでは、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本員会として、原案に異存ありませんといたしました。

議案の説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 なお、ただいまの本議案につきましては、事前に教育委員会でご協議させていただいたところですが、その後、内容に変更が生じた事業がございますので、説明をお願いいたします。

それでは、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 5月9日の定例教育委員会においてご説明いたしました、国際理解重点教育の拡充について、変更が生じたため、ご報告いたします。

拡充内容としてご説明いたしました小学校第5学年の希望児童を対象とし、立川市の施設において、半日コースに参加する、TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGSにつきまして、さらに拡充を図り、児童にとって、英語活動に関する意欲をより高めることができるように、事業の見直しを図り、今年度の実施を延期することといたしました。

来年度からの実施に向け、検討、及び学校等との調整上、実施内容がまとまりましたら、改めてご報告したいと存じますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○佐藤教育長 次に、生涯学習課長、説明願います。

○生涯学習課長 それでは、生涯学習センターの機能強化の内容変更について、ご説明いたします。先日、本案件についてご報告させていただきましたが、その際に、2階に子供の生涯学習スペースを整備し、4階の現在のこどもしつのエリアに展示機能を整備する旨を報告させていただきました。その後、庁内におきまして検討させていただきました。区民の成果の発表の場をより多くの方に活用していただける場所に設定すべきと判断させていただきましたことから、資料の右側、変更後の欄に記載させていただきましたとおり、2階に区民ギャラリーを整備するよう変更させていただいております。

また、それに伴いまして、4階につきましては、現在のこどもしつに絵画等の展示機能を整備する予定ではございましたが、こどもしつについては現在の機能を維持し、新たに館内利用者向けの託児を実施することといたします。なお、参考までに、次のページに配置図も添付しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

当初から変更となりまして申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 それでは、ただいまの2つの説明と、庶務課長のご提案含めて、説明について、何かご質問はございますでしょうか。

○垣内委員 TOKYO GLOBAL GATEWAYのご説明について、今年度は止めて来年度ということ

ですけど、これは、何が問題だったんでしょうか、具体的に。どこに問題があったのか。受け入れ側ではなくて、つまり、参加する側の何が問題だったんでしょうか。事柄としては非常にいいことなのかなと思ったものですから、延期する理由をちょっと具体的に教えていただければと思います。

○指導課長 まず、もともと、小学校5年生の夏休みに子供たち、代表で3名ということをしておりました。ですが、効果的な体験活動というところでは、そういう一部ではなくて、全児童を対象とした実施に行っていくことで、子供たちの英語教育に向けた充実を図っていくためには必要だということで、そのような考えで、来年度実施していきたいというふうに考えております。

○垣内委員 来年度全児童が参加というのはすばらしいことだと思うし、そのために少し準備期間が必要だということもよく分かるんですけども、だからといって、一部の人でもやってもいいんじゃないかという感じもします。それは何かバランスとか不公平感とか、そういうような事柄なのでしょうか。今までやってきているものでしたよね。どういうご判断だったんでしょうか。

○指導課長 やはり、そういったところでは、これまで、小学校6年生を対象として全児童をやっておりました、さらにそういったところで、小学校5年生を対象にということ考えた上で、やはり一部ではなく、全員を対象にしていくということをやっていくことで、子供たちの外国語に向けた力というのをつけていけるというふうに思いますし、また、今各学校でもそういったことで準備をしていたところで、今後も引き続き、いきなりその方向性というよりも、より効果的にできる方法というのを探りながら、各学校とも連携をとりながらできることを、まず、来年度一気にやるというよりも、委員も言っていたような少しずつでもというのを、できるものを進めていけるようにはしたいと考えております。

○垣内委員 でも、この小学校5年の方はやらないんですよね、今年は。

小学校5年、とりあえず、3人くらいずつやって、いずれは全学年が参加するというお話だったと思うんですけど。今年止めて来年全員というのは何でだろうなと思っただけなので。理由はちょっとよく分からないが、事情は分かりました。

○佐藤教育長 学校側のカリキュラムに急だったから入れられなかったんですね、全員は。で、6年生は前からやっていたんでそれはきちっとカリキュラムに入っていたんですけど、5年生もやろうと思ったときに、なかなか追いつけなかったんで、準備期間として今年学校の準備を含めて来年のカリキュラムに入れてもらって、全員でやりたいというのが本音のところで、いいですか、指導課長。

○指導課長 そうですね。

○垣内委員 了解しました。

○佐藤教育長 その他、この補正予算について、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより裁決いたします。第27号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第28号議案

第29号議案

第33号議案

第34号議案

○佐藤教育長 次に、第28号議案を議題といたします。なお、関連する第29号議案、第33号議案、及び第34号議案についても、一括して審議いたします。

それでは、指導課長、第28号議案、及び第33号議案について説明をお願いします。

○指導課長 それでは、はじめに、第28号議案についてご説明いたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。配偶者の定義にパートナーシップ関係の相手方を追加することに伴い、必要な文言等を改正しております。パートナーシップ関係の定義につきましては、新旧対照表記載のとおりでございます。本条例の施行日は、公布の日からとしております。

教区委員会意見案といたしまして、本員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第33号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明します。

本案は、配偶者の定義にパートナーシップ関係の相手方を追加することに伴う規定の整備と、各様式の整備を図るために提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。現在、配偶者に適応される制限や取得できる休暇等について、パートナーシップ関係の相手方も適応対象となるよう、必要な文言等を改正しております。

本規則の施行日は、公布の日からとしております。なお、本案は第28号議案をご決定いただき、令和5年区議会第2回定例会にて条例改正が可決されることを前提としております。第28号議案、もしくは区議会で条例改正が否決されたときは、改めて提出するものでございます。

ご説明は以上となります。第28号、及び第33号議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 次に、庶務課長、第29号議案、及び第34号議案について、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第29号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。本案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出するものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表をご覧ください、本議案につきましては、扶養親族について、パートナーシップ関係の相手方を加え、配偶者と同等の扱いとすることに伴い、必要な規定整備を図るため改正するものでございます。

本条例の施行日は、交付の日からとしております、教育委員会意見案といたしましては、本委員会の意見としては、としては原案に異存ありませんとしました。

次に、第34号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします、こちらも新旧対照表をご覧ください。

本案は、先ほど第29号議案でご説明した内容に基づき、必要な文言の改正、及び規則の様式の整備をするために提出するものでございます。本規則の施行日は、公布の日からとしております。

なお、本案は、第29号議案をご決定いただき、令和5年都議会第2回定例会において条例改正が可決されることを前提としております、第29号議案、もしくは、都議会で条例改正が否決されたときは、改めて提出するものでございます。

ご説明は以上となります。第29号議案、及び第34号議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○高森委員 文言のところの表現の仕方。文言ですけれども、例えば第33号議案の改正案の第8条の2と、それからその下の第8条の5の(5)ですか。この文章を比較すると、赤線が引いてあるところの表現が、上と下で比べていただくと、「又はパートナーシップ関係云々云々認める二者間の関係をいう。)の相手方」の後に、下には、「以下これらを「配偶者等」という」という文章が入っているんですね、これ、上に持ってきちゃ駄目なんですかね。第8条の2のほうに。そうすると、それが次の条文の。何か分かりにくいですが、配偶者等と結構使われているんですね、その配偶者等の表現の理由がここに書いてあるんです、「以下、これらを「配偶者等」という」というふうに、これが前のほうに入っていないで、後ろのほうに入っているんですね、前のほうに入っていれば、もうここは配偶者等で済んじゃうかなと思ったんですが。同じようなことが、もう一つの第29号議案の改正案の。何か理由があると思うので、それを説明いただければと思うんですけど。

もう1点が、第29号議案のほうの2ページ目ですね、そこには、以下パートナーシップ関係の相手方というという表現になっているんですね。この以下パートナーシップ関係の相手方というのと、先ほどの以下これらを配偶やという、これは何かどこか違いがあって表現されているのかどうか。第29号議案の2ページ目のちょうど真ん中あたりですね。パートナーシップ関係の相手方という表現と、配偶者等という表現が、何か意味があって違う表現をとっているのか、国のほうの、都のほうのそういった条文がそうなっているのかどうか分からないんですけど。これ、同じなのか、違うのか。

○庶務課長 すみません、29号議案のほうは、東京都の準則に則ってそのまま横引きしておりますので、そのままの形になってございます。

○事務局次長 これは例規の仕方の問題なので、ちょっと私も最後まで読み切っていないんですけども、略称規定というのを設けたり設けなかったりするんですね。それで、略称規定というのは、その後に幾度も出てくる場合に略称規定というのは設けるケースがありまして、例えば第29号議案の新旧対照表の2ページ、これは付則、第29号議案の付則の2で、2項で、幼稚園今日行く職員の給与に関する条例の一部を改正する条例というのは平成30年3月に条例第13号で議決されているものなんですけど、それを改正するという規定なんです、それが2ページにあるのが、この新旧対照表で、この場合、この中段にある、「以下パートナーシップ関係の相手方」という略称規定は、その後にここの、要はこれが、略称が出てくるのでここで略称規定を設けている。確かに委員ご指摘のとおり、第33号議案ですと、「以下これらを「配偶者等」という」という、これは、要は配偶者またはパートナーシップ云々の相手方という規定を、「以下これらを「配偶者等」という」というふうに略しているんですけども、であればこちらも略せるんじゃないかという気はするんですけど、その辺、ちょっと詳細にその全部の文言を私も読み切っておりませんので、恐らくそういう例規の都合でこういう規定の仕方をしているんだろうというふうに考えております。

○高森委員 問題がないということで。

○事務局次長 例規としては特に問題があるわけではございません。

○庶務課長 次長、ありがとうございます。あとは、こちらのこういった表現をしてくださいということで、ある程度示されているものもございますので、それに基づいているものもございますので、よろしく願いいたします。

○高森委員 はい。納得しました。

○佐藤教育長 そのほか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより裁決いたします。第28号議案、第29号議案、第33号議案、及び第34号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第30号議案

○佐藤教育長 次に、第30号議案を議題といたします。児童保育課長、説明をお願いいたします。

○児童保育課長 それでは、第30号議案、東京都台東区の保育所保育料条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提出するものでございます。議案の2ページをご覧ください。

教育員会の意見案は、原案に異存なしとしております。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。はじめに、第2条第5項をご覧ください。第2子の保育料を無償とするため、第1号及び第2号から削除し、保育料を0円と改正いたします。

第2条第5項、及び同項の第1号をご覧ください。最年長の児童の定義について、同一年齢の自動が2人以上いるときは、そのうち一人とするという文言を加えます。

付則をご覧ください。本条例の施行日は、公布の日から施行いたします。ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、これより裁決いたします。第30号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第31号議案

○佐藤教育長 次に、31号議案を議題といたします。児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第31号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の意設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提出するものでございます。

議案の2ページをご覧ください。教育委員会の意見案は、原案に異存なしとしております。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。第25条につきまして、こども家庭庁の設置に伴い、保育内容についての指針を定める権限が、厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正されたため、本条例についても同様に改正を行います。

付則をご覧ください。本条例は公布の日から施行します。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただけますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより裁決いたします。第31号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

第32号議案

○佐藤教育長 次に、第32号議案を議題といたします。児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第32号議案、東京都台東区特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき提出するものでございます。

議案の2ページをご覧ください。教育委員会の意見案は、原案に異存なしとしております。

それでは、恐れ入りますが新旧対照表をご覧ください、まず第15条につきまして、こども家庭庁の設置に伴い、保育内容についての指針を定める権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正されたため、本条例についても同様に改正を行います。続きまして、第36条をご覧ください。こちらにつきましては、こども家庭庁の設置に伴いまして、国の省令に文言整備が行われたため、本条例についても改正を行うものでございます。

続きまして第44条をご覧ください。こちらにつきましても、保育内容についての指針を定める権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に改正されたため、本条例についても、同様に改定いたします。

次のページをご覧ください、第51条につきまして、国の省令に文言整理が行われたため、本条例についても改正を行うものでございます。

次のページの付則をご覧ください、本条例は公布の日から施行します。ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それではこれより裁決をいたします。第32号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は、以上でございます。

その他、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これを持ちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後3時04分 閉会